

◆子ども・子育て支援新制度における幼稚園について

1 幼稚園の選択肢

	位置付け	施設の認可等		財政措置	選考	保育料
		認可	確認			
新制度の幼稚園・認定こども園	1 施設型給付を受ける認定こども園	学校教育と保育を提供 ◆幼保連携型 学校教育と認可保育所 ◆幼稚園型 学校教育と保育機能 (小規模保育等)		○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 ⇒保育時間に応じた施設型給付※1 ○その他の利用者⇒ 標準時間に対応する施設型給付 ○私学助成 (特別補助) (特別支援教育、特色ある幼児教育など) ○標準時間に対応する施設型給付 ○私学助成 (特別補助等)	○施設には「正当な理由」がある場合を除き応諾義務が課せられる。 ○定員を超えた場合は選考可	○公定価格 ※一定の要件で上乗せ徴収可
	2 施設型給付を受ける幼稚園	学校教育を提供				
現行どおり	3 施設型給付を受けない幼稚園	学校教育を提供		○私学助成 (一般補助、特別補助)※2 ○幼稚園就園奨励費※3	○建学の精神に基づく選考	○設置者が設定

※1 施設型給付 教育・保育のニーズに応じて必要となる経費を個人給付として支給 (施設が代理受領)

※2 私学助成 幼稚園運営に係る経常的経費に対する補助 (機関補助)

※3 就園奨励費 保護者の経済的負担の軽減のため、保育料の一部を補助 (個人給付)

2 幼稚園の一時預かり事業

幼稚園の一時預かり事業は、新制度へ移行した場合、地域子ども・子育て支援事業として区の委託により実施する。

現行制度 (私学助成) の幼稚園についても、区は地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業として委託をすることができる。

※現行のままの預かり保育を実施する場合、私学助成 (国補助) の取扱いについては、国が検討中。